

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011那第2号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年12月29日 21時00分ごろ	
発生場所	<p>沖縄県糸満市喜屋武埼東方沖</p> <p>喜屋武埼灯台から真方位082° 2.9海里付近 (概位 北緯26° 05.3′ 東経127° 43.5′)</p>	
事故等調査の経過	<p>平成23年1月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。</p> <p>原因関係者から意見聴取を行った。</p>	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 大慶丸、1.03トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 ON3-30022（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	操船者、免許失効	
死傷者等	なし	
損傷	船尾船底部に擦過傷、プロペラ曲損	
事故等の経過	<p>本船は、操船者が1人で乗り組み、いか釣りのため、船首約0.5m、船尾約1.0mの喫水で喜屋武埼東方沖を速力約2.5ノットで手動操舵により西進中、平成22年12月29日21時00分ごろ、リーフ沿いの白波が見えず、リーフに乗り揚げた。</p> <p>本船は、僚船により引き出されて糸満漁港にえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴、風向 東北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期</p>	
その他の事項	<p>本船は、木製であり、GPSプロッターなどは装備していなかった。</p> <p>操船者は、通常、リーフ沿いの白波から2～3mほど離して低速力で航行していた。</p> <p>操船者は、救命胴衣を着用していなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、喜屋武埼東方沖を西進中、操船者が、リーフ沿いの白波を視認することができなかったことから、リーフの存在に気付かず、リーフに乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、喜屋武埼東方沖を西進中、操船者が、リーフ沿いの白波を視認することができなかったため、リーフの存在に気付かず、リーフに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	